

## キャリア形成促進助成金等の改正のご案内

★改正 《平成22年4月1日》

### キャリア形成促進助成金

訓練等支援給付金 専門的な訓練の実施に対する助成（対象職業訓練）に係る助成率が1/2から1/3に引き下げられました。

専門的な訓練の実施に対する助成（対象職業訓練）

#### 1 概要

その雇用する労働者に、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させることを内容とする職業訓練を受けさせる事業主に対する助成措置です。（対象：中小企業のみ）

#### 2 支給内容

訓練に要した経費及び訓練の実施時間に対して支払われた賃金の1/3に相当する額を助成します。

<手続き>年間職業能力開発計画期間が平成22年4月1日以降に開始されるものに適用されます。

★改正 《平成22年4月1日》

### 中小企業雇用創出等能力開発助成金

小規模事業主への拡充措置が廃止され、助成率が2/3から1/2に引き下げられました。

#### 1 概要

都道府県知事の認定を受けた改善計画に基づき、高度な人材の確保、新分野への進出又は青少年の実践的な職業能力の習得を図るために、従業員に対し職業訓練を受けさせる事業主に対する助成措置です。

#### 2 支給内容

訓練に要した経費及び訓練の実施時間に対して支払われた賃金の1/2に相当する額を助成します。

<手続き>年間職業能力開発計画期間が平成22年4月1日以降に開始されるものに適用されます。